

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

平成30年2月16日

福島県病院事業管理者 阿部 正文

1 業務概要

- (1) 業務名 福島県立こころの医療センター（仮称）整備事業基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 基本設計及び実施設計
- (3) 履行期限 契約締結の日から19ヶ月程度を想定（※平成32年1月頃）

2 公募型プロポーザル方式の内容

技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は福島県立こころの医療センター（仮称）整備事業基本・実施設計業務公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

(1) 資格要件

参加者の要件は、評価基準日（平成30年4月26日）において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とする。

① 1者単独（設計共同体でないもの）

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18

財第 6342 号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。

エ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

オ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号 第 1 条の 5 第 1 項の規定）による病院で、50 床以上の病床を有するもの、又は、同法第 7 第 2 項第一号の規定による「精神病床」を 20 床以上有するものの実設計実績を有する者であること。

※1 実設計実績とは、過去 15 年間の国内における業績で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。

※2 増築又は改築の場合の実績については、当該増改築部分に限る。

※3 設計共同体の構成員として受注した業務の場合は、当該共同体の代表者としての実績に限る。

カ 管理技術者は 1 名とし、意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当主任技術者（以下「各担当技術者」という。）との兼務は認めない。

キ 管理技術者及び各担当技術者の資格要件は、以下のとおりとする。

なお、構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。

・管理技術者 : 一級建築士

・意匠・構造担当技術者 : 一級建築士

・電気設備・機械設備担当技術者 : 一級建築士又は建築設備士

② 設計共同体（設計 JV）

ア 2 者または 3 者で構成する設計共同体であること。

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①ーア～オの全ての条件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①ーア～エまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として①-カ及び①-キの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書（以下「JV 協定書」という。）を締結している者であること。

キ JV 協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・代表構成員に関すること
- ・構成員が分担する業務の内容に関すること
- ・業務が適切に分担されていること

（一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の提案者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

（2）技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1 者 1 提案とする。

（3）業務の再委託

- ・専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。）の業務は、建築士法に基づき設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができる。
- ・再委託事務所の所在地については制限を設けない。
- ・この再委託事務所は、(1)－①ア～エの資格要件を満たし、本プロポーザルにおける参加資格を有しないこととする。
- ・建築士法に基づかない設計業務（積算・土木設計業務）を再委託する場合は、(1)－①-エの資格要件を満たす必要はない。
- ・本プロポーザルの公告日から第二次審査結果発表（通知）までの間に、再委託事務所が 16-⑦及び 16-⑨に抵触した場合は、参加者から提出のあった提案書を無効とする。
- ・建築士法に基づく設計業務を補助する業務の委託は、本項再委託の対象外となるため、当該業務の受託予定者（以下「協力者」という。）は、提出書類（様式 3-3）に記載してはならない。
- ・協力者についても、(1)－①-ア～ウの資格要件を満たす必要がある。

4 手続等

(1) 事務局

〒960-8043 福島市中町8番2号（自治会館4階）

福島県病院局病院経営課

電話：024-521-7228（直通） F A X：024-521-7924

電子メール：byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を福島県病院局病院経営課ウェブページにより配布するほか、窓口または郵送による配布も行う。

【福島県病院局病院経営課ウェブページ】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/>

ア 配布期間

平成30年2月16日（金）から平成30年4月26日（木）

（※閉庁日を除く9時から17時まで。）

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

(ア) 窓口での取得を希望する場合は、電子データ保存用の媒体（未使用のCD-R）を事務局まで持参すること。

(イ) 郵送による配布を希望する場合は、電子データの保存用の媒体（未使用のCD-R）を以下により事務局まで送付すること。

- ・申請封筒：「福島県立こころの医療センター（仮称）整備事業プロポーザル募集要領等請求用封筒在中」と明記すること
- ・同封物：電子データ保存用の媒体（未使用のCD-R）
返信用封筒（CD-R対応のサイズとし所定の郵便切手を貼付）
- ・郵便種別：一般書留又は簡易書留郵便
- ・その他：配付期間内の消印があるものを有効とする。

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成30年3月16日（金）17時までに、4（1）の場所に持参又は郵送すること。

なお、提出期限内必着とし、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成30年4月26日(木)17時までに、4(1)の場所に持参又は郵送すること。

なお、提出期限内必着とし、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県病院局財務規程第173条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県病院局財務規程第174条第1項第1号から第3号、第5号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領による。